

尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託(以下「本業務」という。)における使用者へのきめ細かなサービスを提供するとともに、より一層の作業効率、収納率の向上を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者の中から、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和 14 年 9 月 30 日（令和 9 年 10 月 1 日からシステム稼働及び委託業務開始） |

※契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日までの期間は、料金システムの構築期間であるとともに、窓口業務・検針業務及び料金収納業務の引継ぎ期間とし、引継ぎに必要な経費等は受託者負担とする。

2. 予算

参考見積の上限額 230,000,000 円(税抜き)

※参考見積は、上記の上限額以下とし、超過した提案は失格とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 愛知県、岐阜県、三重県のいずれかに本社(本店等)、支社、営業所、事務所等を有し、尾鷲市競争入札参加有資格者名簿中、「37-8, 10, 20」のいずれかに登録されていること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する法人であること。また、全体を統括する責任者を配置し、業務を円滑に遂行するために必要な体制を維持すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 のいずれにも該当していないこと。
- (4) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合評価制度の認証、またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (9) 給水人口1万人以上の自治体において、検針・収納、窓口受付業務などの業務を包括した業務委託契約として、過去10年間に2年以上連続で業務を受託し履行した実績を有していること。(例：5年間の履行期間を有する業務委託の履行期間中で、これまで満2年間が経過している場合は実績の対象とする。)
- (10) 本市から指名停止の措置を受けていないこと。

4. 提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 提案者は企画提案書の提出をもって、実施要領、仕様書、審査基準等の記載内容を熟読し、精査した上で提案を行い、市の提示した条件等を承諾したものとする。
- (2) 今回のプロポーザルに参加する上で要した費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (4) 提出された書類については、変更はできないものとする。また、提出された書類は、採用、不採用にかかわらず返却しないものとする。
- (5) 提出された書類については、尾鷲市情報公開条例に基づき、情報公開の対象とする。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、提案を無効とし、失格とする。
 - ① 提案者が本業務に複数の提案（応募）を行ったとき。
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ③ 著しく信義に反する行為があったとき。
 - ④ その他選定に係る不正行為があったとき。
- (7) 実施要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

5. 履行保険

契約者は、委託業務を履行するにあたり、履行保険に加入すること。保険金額は業務委託料の100分の10の額とする。

6. 質問について

仕様書、企画提案書の作成等に係る質問がある場合は期限までにメールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：「質問書」様式第9号
- (2) 照会先：尾鷲市水道部総務係（照会先は「12. 問合せ先」参照）
- (3) 照会期限：令和8年9月10日(木)午後5時まで

※質問書送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

令和8年9月15日(火)までにホームページにて随時回答する。

7. 参加申請について

(1) 提出書類：「質問書」様式第9号

	内容	日付
1	公告（実施要領等の公表）	令和8年 9月 1日（火）
2	質問書提出期限	令和8年 9月 10日（木）
3	質問書への回答期限	令和8年 9月 15日（火）
4	参加意思表明書提出期限	令和8年 9月 18日（金）
5	参加資格審査結果回答	令和8年 9月 25日（金）
6	企画提案書、参考見積書等の提出期限	令和8年 10月 7日（水）
7	参加辞退届の提出期限	令和8年 10月 7日（水）
8	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年 10月 16日（金）
9	プロポーザル審査結果通知	令和8年 10月中旬～下旬
10	業務委託契約締結（予定）	令和8年 10月下旬

※都合によりスケジュールが変更となる場合がある。

(2) 参加意思表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限：令和8年9月18日（金）午後5時（必着）

②提出場所：尾鷲市水道部総務係

③提出方法：持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

④提出書類：「参加意思表明書」様式第1号

「会社概要」様式第2号

「類似業務受託実績等」様式第3号（契約書等の写し添付）

直近年度の納税証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合評価制度の認証書、またはプライバシーマーク登録証の写し

※参加資格審査結果については、令和8年9月25日（金）に通知します。

8. 企画提案書、参考見積書等の提出

提案書は次の要件により提出すること。

(1) 企画提案書等

①提出書類

・体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横の向きは問わないが文章は横書きとし、ファイル等により、下記のと通りの順番にまとめたものを提出すること。

1) 企画提案書表紙「様式第4号」

2) 業務実施体制表「様式第5号」

仕様書を参考に営業時の業務組織体制を記載すること。

3) 業務打ち合わせ役割分担表「様式第 6 号」

営業開始までの準備期間における役割分担を記載すること。

4) 企画提案書

下記の企画提案作成要領に従い、作成すること。「任意様式」

②提出部数

企画提案書の提出は正本 1 部、副本 10 部、電子媒体(CD-R 等) 1 部提出すること。

なお、企画提案書表紙「様式第 4 号」の代表社印の押印は正本のみとする。

電子媒体には紙媒体で提出する文書すべてを収めること。

③企画提案作成要領

- ・「尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託公募型プロポーザル業者審査基準」の(3. 評価内容)に従い、当該業務における業務の提案を行うこと。
- ・企画提案の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とし、ページ数は 50 ページ以内とすること。
- ・企画提案においては、「尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託仕様書」を十分に理解し、業務において最も有効かつ有利な提案を行うこと。記載する項目は、該当項目内で完結すること。
- ・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用い、図のみの説明としないようにすること。なお、必ずページ番号を表記すること。

(2) 参考見積書等

- ・参考見積書「様式第 7 号」及び参考見積価格内訳明細書(任意様式)(以下「参考見積書等」という。)に必要事項を記入の上提出すること。いずれかの書類の提示がない場合は、無効とする。(参考見積書等は同封すること。)
- ・参考見積書等は「11. その他(3)」に基づき、封緘(封の糊付け)、封の継ぎ目に封印(押印)し、提出すること。
- ・参考見積価格内訳明細書は任意様式とする。ただし、記載事項の漏れ等を防ぐため、ホームページに掲載の参考様式「様式第 8 号」を参照し、作成すること。(当該参考様式を使用して作成・提出することも可。)

※契約額は原則として参考見積書等によるものとするが、特定した事業者との協議による業務内容の変更、業務量の増減等に伴い、改めて参考見積書等の提出を依頼する場合がある。

(3) 企画提案書及び参考見積書等の提出方法

- ・持参または郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)とする。
- ・提出期限は、令和 8 年 10 月 7 日(水)午後 5 時必着とする。
- ・提出先は尾鷲市水道部総務係とする。

9. 企画提案書、プレゼンテーション審査の実施

企画提案書内容に基づいたプレゼンテーションによる審査を実施する。

(1) 実施日時：令和 8 年 10 月 16 日(金)

※開催時間及び開催場所は別途通知する。

- (2) 実施時間：1 業者当たりプレゼンテーション 45 分・質疑応答 15 分とするが、参加業者数により短縮されることがある。
- (3) 出席者：各社 5 名以内とする。ただし、審査委員の質問に答えられるよう担当者を出席させること。
- (4) 準備品：パソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること。(スクリーンは水道部で準備するので、パソコン等の機器を使用する場合は水道部総務係に連絡すること。)
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施の順番：参加意思表明書の受付順とする。なお、辞退者が出た場合は順次繰り上げるものとする。

10. 審査について

事業者の選定は、尾鷲市水道窓口及び検針・収納業務委託プロポーザル選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画内容等により審査・評価を行い、本業務の契約予定者を選定する。

(1) 審査方法

提出された企画提案書に対して、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。審査項目及び評価基準を基に行う審査評点の合計点を参考に審査委員会の中で総合的に判断し、本業務の契約予定者を選定する。

総合評価得点が同点となる業者が複数あった場合は、見積額の金額が低い者を契約予定者とする。ただし、参考見積額等も同一の場合は、審査委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、参加者全てに文書により通知する。

(3) 企画提案者が 1 者の場合

企画提案者が 1 者の場合は、評価基準による総得点のうち、審査委員による評価点が 156 点以上（委員評価点 260 点満点中 6 割以上）で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を契約予定者として決定する。

11. その他

- (1) 水道部からの参加資格審査合否決定後、辞退する場合は参加辞退届「様式第 10 号」を使用して令和 8 年 10 月 7 日(水)午後 5 時までに、尾鷲市水道部へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。郵送する場合は、必ず書留郵便又は配達証明とすること。
- (2) 業務打ち合わせ役割分担表「様式第 6 号」に記載した担当者を変更する場合には、事前に水道部総務係に届け出ること。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の資格等を有する者とする。
- (3) 参考見積書等を提出する際は封筒に入れ、下記の参考例のとおり、封緘(封の糊

付け)、封印し提出すること。

【参考例】

参考見積書等用封筒(表)

参考見積書等在中	
尾鷲市水道事業	
尾鷲市長 加藤 千速 様	
件名	住 所
	会 社 名
	代表者名
	電話番号
年 月 日	

参考見積書等用封筒(裏)

印	印	印
印		印

※縦書き横書きどちらでも有効とする。

「裏面 3 箇所に登録印鑑（参考見積書に押印する届出印）にて封印のこと」

(4) 提出された参考見積書等について、次の各号に該当する場合は失格とする。

- ① 同一提案者が、二以上の参考見積を提出したとき。
- ② 参考見積書等の金額、会社名等、印影、もしくは重要な文字の誤脱、または記載金額が識別しがたいとき。
- ③ 参考見積書等の桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされたとき。

- ④ 参考見積額が上限額を超えたとき。
- ⑤ 参考見積価格内訳明細書が同封されていないとき。
- ⑥ 参考見積書と参考見積内訳明細書の合計が同額でないとき。

1 2. 問合せ先

尾鷲市水道部 総務係

担当者 松井・世古

TEL : 0597-23-8271

FAX : 0597-23-8276

Mail:suidou@city.owase.lg.jp